

水産業強化支援事業（資源増養殖目標、経営構造改善目標及び加工流通構造改善目標）
において漁業を営む法人を事業実施主体とする場合における都道府県知事の判断のガイ
ドラインについて

（ 令和 4 年 3 月 2 9 日 付 け 3 水 港 第 3 0 0 5 号
水産庁漁政部長、増殖推進部長、漁港漁場整備部長通知
最終改正 令和 7 年 3 月 3 1 日 付 け 6 水 港 第 2 5 3 1 号 ）

浜の活力再生・成長促進交付金の水産業強化支援事業（資源増養殖目標、経営構造改善目標及び加工流通構造改善目標）において、漁業を営む法人が事業実施主体である場合については、水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱の運用について（令和4年3月29日付け3水港第2575号水産庁長官通知）において「地域の実情を踏まえ、当該法人が事業実施主体となることが水産業の発展に真に必要と都道府県知事が判断するものであること。」としているところである。

今般、この判断に当たってのガイドラインを次のとおり定めたので、御了知の上、実施されたい。

記

都道府県知事は、漁業を営む法人が事業実施主体となる場合の判断に当たり、少なくとも次の1から5までの内容について検討・精査を行い、これに反するものではないことを確認するものとする。

- 1 事業の内容が、単に当該法人の利益となるのみではなく、直接的又は間接的に地域の水産業の発展に寄与するものであること。
- 2 取得した施設等の処分制限期間内における利用が適切に行われるよう、経営状況に問題のない法人であること。
- 3 賃金、雇用環境等により、漁業従事者への適正な利潤の配分が行われるものであること。
- 4 地域における適切な漁業調整、資源管理、漁場環境等に問題が生じる恐れがないこと。
- 5 その他、地域の水産業の発展を阻害する恐れがないこと。

附 則（令和4年3月29日付け3水港第3005号）

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる通知（以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、廃止前の旧通知の規定により行うこととされている令和3年度以前の予算に係る事業の実施後の措置、報告等については、なお従前の例による。

水産業強化支援事業（資源増養殖目標及び経営構造改善目標）において漁業を営む法人を事業実施主体とする場合における都道府県知事の判断のガイドラインについて（平成31年3月27日付け30水港第2652号増殖推進部長、漁港漁場整備部長通知）

附 則（令和7年3月31日付け6水港第2531号）

この通知は、令和7年4月1日から施行する。